

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年8月13日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの及び不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年9月9日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成23年9月11日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成23年10月13日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号に規定する幼児用補助装置の免除規定に関して、私が警察官に対して、その有無について再三再四に渡り確認したところ、「法律にのみ基づき執

行しているのです。そうした規定はない。」との説明を受けたが、納得できないのでさらに確認したところ、司法権、行政権及び立法権の三権分立を前提として、「法律は唯一の立法機関である国会で制定される。」と回答があった。

ここで、問題点として2点挙げられる。1点目として、警察官が「法律にのみ」と発言しており、施行令を無視していること。2点目として、施行令は、法律ではなく行政権に属する命令であり「三権分立」の説明が失当であること。

以上のことから、単なる警察官の法令知識の不足が原因であると考えられる。しかしながら、私が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定に基づき、この件について奈良県公安委員会に対して苦情の申出をしたところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け奈公委第〇〇〇号において、「適切に対応している」との回答があり、単なる法令の規定の存否について虚偽説明を行った警察官の行為を容認している。よって、捜査手法上の必要性により虚偽説明を行ったものと推測される。

なお、私としては、免除規定が法律、あるいは命令、その他運用解釈基準等のいずれかに規定されておれば、行政救済措置を図ることができるので、特段、法律に拘る必要性はないことは明らかである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 開示請求に係る行政文書の性格

審査請求人が求める行政文書は、「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの及び不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの」である。

本件開示請求の内容のうち、「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠」とは「車両等の運転者の行為が道路交通法令違反等に該当すると警察官が認めたものの、捜査等の結果、違反事実が異なった場合等において、警察官が告知等をしない根拠」が記載された行政文書と認められた。

また、「不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由がわかるもの」については、「行政手続法（平成5年法律第88号）に規定されている「不利益処分」を受けた者に対して、奈良県警察本部が、行政不服審査法等の規定によらず、処分を受けた者の弁解や防禦の機会を奪う根拠」が記載された行政文書と認められた。

(2) 不開示とした理由

審査請求人が開示請求文書は警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの及び不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるものであるが、違反の告知は法令等に基づき適正に行っており、奈良県警察本部が開示請求された文書の作成・取得はない。

警察官は、車両等の運転手に道路交通法令違反に該当する行為があると認めるときは、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第2条や道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第67条第1項等の規定に基づいて、車両等を停止させて事実の確認等を行うことになる。

交通反則告知は、道交法第9章等の規定に基づいて処理手続をしているところであるが、警察官が道路交通法令違反に該当する行為があると認めて車両等を停止させ、運転者等に確認した結果、違反行為がなかった場合に告知を実施するという趣旨の規定は見あたらず、他の法令違反に該当する事が判明した場合は、当該違反行為の処理を行うこととなる。

道交法第127条第2項前段では、警察本部長は、告知の報告を受けた場合において、当該報告に係る告知を受けた者が当該告知に係る種別に属する反則行為をした反則者でないと認めるときは、その者に対し、すみやかに理由を明示してその旨を書面で通知することが規定されているところである。

したがって、警察官が違反事実のない者に対して交通反則告知をするような規定は見当たらず、当該交通反則告知は出来ないもので、他の違反行為が存在すれば当該違反行為に対する処理が進行することから、審査請求人の求める根拠が記載された行政文書が存在しないことは明らかである。

また、奈良県警察本部では、奈良県警察聴聞等手続規則（平成8年奈良県公安委員会規則第7号）に聴聞及び弁明の機会の付与に関する手続が規定され、行政不服審査法に基づく不服申立ての審査事務については、行政不服審査事務取扱規程（平成14年奈良県公安委員会規程第4号）が定められている。

当該規則等に、審査請求人が求める根拠となる条項は見当たらず、奈良県警察本部が法に反する規程を定める根拠もない。

以上のことから、審査請求人が求める行政文書は存在せず、本件決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、審査請求書で種々の主張をしているが、本件開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

（3）結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

2 口頭理由説明

開示請求の趣旨について改めて検討したところ、「警察官が事実の誤認により間違えた交通違反の告知を行い、その際に違反者に対して違反事実についての説明をしなくても良いとする根拠」と解釈することもできるので、当該解釈により説明する。

交通違反の告知については道交法第126条第1項に「警察官は、反則者があると認めるときは、次に掲げる場合を除き、その者に対し、速やかに、反則行為となるべき事実の要旨及び当該反則行為が属する反則行為の種別並びにその者が次条第1項前段の規定による通告を受けるための出頭の期日及び場所を書面で告知するものとする。」と規定されている。

「交通反則通告制度の実施について」という例規の中で、告知の方法として「反則行為となるべき事実、反則行為の種別及び通告を受けるための出頭の期日、場所等について告知をするとともに、納付書各欄に所定の記入を行い、これを交付して仮納付

の説明を行うものとする。」とされており、違反者に対して違反事実についての説明をしなくても良いというような、相反する規定は奈良県警察においても当然存在しない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの及び不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

本件開示請求の前段「警察官の事実誤認に基づく誤った違反告知において、警察官が違反内容を告知しないことが認められるとする根拠となるもの」は、警察官が道路交通法令違反等に該当すると一旦は現認し違反告知をしようとしたところ、現場においてそれが事実誤認であることが判明した場合において、違反告知をしない根拠が記載された行政文書の開示を求めているという趣旨と、警察官が行った違反告知が、後に、事実誤認による間違っただ告知であることが判明した場合において、違反者に対して違反事実についての説明をしなくても許される根拠が記載された行政文書の開示を求めているという趣旨の二通りに解することができる。

前者の趣旨に解した場合については、違反告知をする前の段階で違反事実がないことが判明したのであれば、違反告知をしないのは当然のことであるため、その根拠が記載された行政文書を実施機関が作成又は取得していないとしても、必ずしも不自然とは言えない。

また、後者の趣旨に解した場合については、違反告知が後に間違っただものであることが判明したのであれば、相手方に対し所要の説明を行うのは当然のことであるため、説明をしなくても許される根拠が記載された行政文書を実施機関が作成又は取得することは、通常想定し難い。

次に、本件開示請求の後段「不利益処分を受けた者の弁解、防禦の機会を奪うことが正当化される理由が分かるもの」は、行政手続法に規定される不利益処分を受けた者に対して、奈良県警察本部が弁解や防禦の機会を奪う根拠が記載された行政文書の開示を求めていると解される。

不利益処分を受けた者は、行政不服審査法その他の法令により弁明等の機会を付与されており、その機会を奪う根拠が記載された行政文書を実施機関が作成又は取得することは、通常想定し難い。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年10月13日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年11月10日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年11月21日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成24年 3月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書（追加分）の提出を受けた。
平成27年11月18日 （第189回審査会）	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 （第190回審査会）	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 （第191回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 （第192回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長